

令和3年度
長泉町教育委員会
自己点検・評価報告書



令和4年9月

 長泉町教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（設 置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組 織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見の活用を図るものとする。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響が私たちの生活に大きな影響を与え、2年半が経とうとしています。これまで、感染の拡大と減少を繰り返し、その度に活動の計画変更を余儀なくされました。園や学校、社会教育全体は様々な制約を受けながらも工夫しながら取り組んできました。

そのような中、令和3年3月に、長泉町教育大綱が新たに制定され、長泉町教育委員会は「全ての人の成長と活躍を育むながいづみ」の実現を教育の基本方針とし、様々な施策を進めてまいりました。未来につながる子育て・教育環境の実現、自分らしく活躍できるまちの実現を目指し、時代の潮流に対応した教育に取り組むことに務めています。

今回の評価も長泉町教育委員会事務の管理及び執行状況について行いました。新型コロナウイルス感染症拡大により規模縮小や実施を見合わせた施策等もある中で、点検や評価内容を見直し、町民の皆様がより理解しやすい内容になるようにしております。前年度の評価で高い項目はその状態を維持しつつ、達成度を高めることができる項目の改善に努めてきましたが、達成度を高められなかった項目について、今後の課題として引き続き改善に取り組んでいきます。

最後に、本報告書の作成にあたり、昨年に引き続き、三浦靖幸様には御多用中にもかかわらず、豊富な知識と見識に基づく、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後とも、より一層の御支援と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

長泉町教育委員会
教育長 石井 宣明

目 次

1 教育委員会の点検・評価制度について	1
(1) 経緯	
(2) 目的	
(3) 対象事業の考え方	
(4) 点検・評価結果の構成	
(5) 学識経験者の知見の活用	
(6) 公表	
(7) 点検・評価の経過	
2 令和3年度長泉町教育委員会グランドデザイン	4
3 令和3年度長泉町教育委員会の自己点検・評価シート	5
4 学識経験者による意見	13
参考 長泉町教育委員会組織	20

1 教育委員会の点検・評価制度について

(1) 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）が改正され、平成20年4月1日から施行されました。

法の改正目的の一つとして、「教育委員会の責任体制の明確化」があげられており、同法第26条の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

(2) 目的

教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定による執行機関として、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当するもので、全ての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール^{注1)}し、中立的な意思・決定を行うものとされています。

今回の自己点検・評価は、法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

注1：レイマンとは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、「教育の」専門家ではないという意味で用いられるもので、教育委員会では、教育行政や学校運営が、教員など「教育の」専門家だけの判断で偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度です。

(3) 対象事業の考え方

自己点検・評価は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導であることや社会教育のことなど、法第21条でうたう「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む当教育委員会が所管する全ての事務とします。

ただし、スポーツに関する事務については、長泉町教育に関する事務の職務権

限の特例に関する条例の制定により、平成25年度から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

(4) 点検・評価結果の構成

点検・評価結果については、「長泉町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています。

大項目1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に6つの中項目に分け、点検事項として小項目を設けました。

この大項目内については、「評価」というより「点検」といった性格が強く、実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育長に対する事務委任規則（昭和31年長泉町教育委員会規則第2号）の定めるところにより、教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が合議によって定め、実施する事項について教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、13の中項目に分けて構成しました。

この大項目内の各項目については、各事業実施年度において、教育委員会が計画し実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものであり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。

その結果、「令和2年度は、該当する案件がなかった」という表現の点検結果となる項目が生じると同時に、これらの項目については、実現度・重要度の視覚的表現部については適正な表示ができないことから空欄としました。

大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から上述した大項目1、2を除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとしましたが、この部分については、町全体で既に取り組んでいる事務事業評価の考え方を踏まえ、教育方針に掲げた主要施策6項目を基本方針とし、基本方針に基づく施策ごとに点検及び評価を行いました。

(5) 学識経験者の知見の活用

法第26条第2項の規定による学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価の結果について、広い観点からの意見を求めるものとし、学校教育・社会教育の両面にわたって携わっている、識見の高い方から個別にご意見をお聴きしました。

様々なご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方のお名前は、次のとおりです。

(敬称略)

氏 名	所 属 等
三浦 靖幸	元静岡県教育委員会社会教育課長

(6) 公表

自己点検・評価結果の公表については、法第26条においてその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないものとされており、町教育委員会の承認を経て議会に報告します。

また、自己点検・評価にあたりホームページの活用が今後の課題とされていることから、結果についてホームページでも公表します。

(7) 点検・評価の経過

年 月	会議等	内 容
令和4年5月		各課・所等へ点検・評価依頼
令和4年7月	定例教育委員会	点検・評価結果審議
令和4年8月		学識経験者へ令和3年度の取り組み説明
	定例教育委員会	点検・評価結果承認
令和4年9月		町議会に報告書を配布
		町ホームページで結果を公表

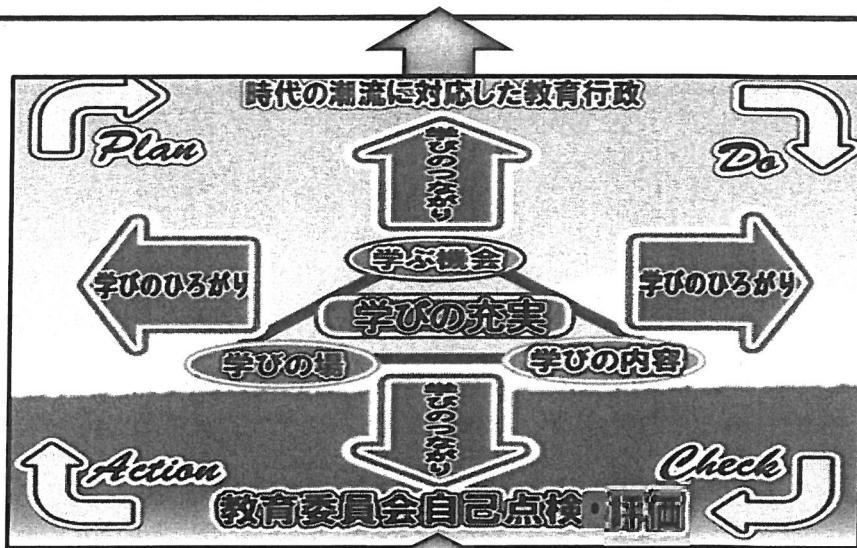


令和3年度 長泉町教育委員会 教育の基本方針

「全ての人の成長と活躍を育むながいすみ」の実現

- 政策 ◆未来につながる子育て・教育環境の実現
- ◆自分らしく活躍できるまちの実現

第5次 長泉町総合計画の基本目標「育」



□『基礎を培う』幼稚園・保育園・認定こども園

- ・体験活動の推進
- ・読書活動の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・安全教育、防災教育の充実
- ・幼稚園、保育園、認定こども園から小学校、中学校までの円滑な接続

□健やかな子育て支援

- ・きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援
- ・地域の子育て力の強化
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・働きながら子育てする家庭への支援
- ・待機児童解消に向けた取組
(保育園、放課後児童会)

□「多彩な資質、能力を引き出す」小学校、「主体性や豊かな創造性を伸ばす」中学校

- ・きめ細やかな教育の推進
- ・進、教育環境の整備
- ・魅力ある授業づくりの推進
- ・心の教育の推進
- ・体育、健康に関する指導の推進
- ・安全教育の推進
- ・環境教育の推進
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進

□社会教育

- ・生涯学習
- ・青少年の健全育成
- ・家庭教育の充実
- ・男女共同参画
- ・文化財の保護と保存
- ・コミュニティセンター運営管理
- ・文化振興
- ・文化センター運営管理
- ・町民図書館運営管理
- ・井上靖文学館運営管理

□学校給食

- ・健康教育や食育の充実
- ・安全でおいしい給食の提供

□社会の変化に対応した教育行政

- ・教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化
- ・国や県の教育振興基本計画に即した事業の推進
- ・教育委員会自己点検、評価の充実と推進

令和3年度

長泉町教育委員会の 自己点検・評価シート

実現度
↑
C B A
→重要度

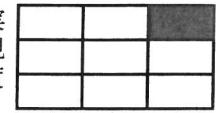
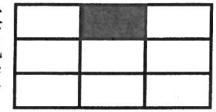
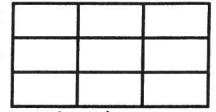
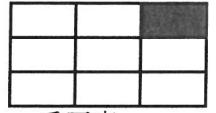
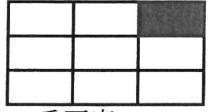
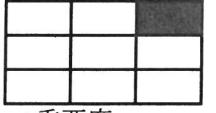
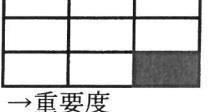
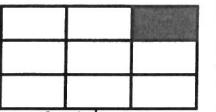
◎3段階評価とし、以下の達成状況により評価しています。

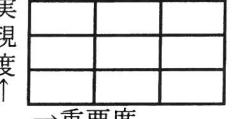
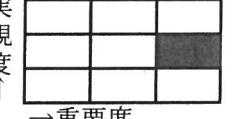
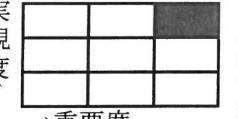
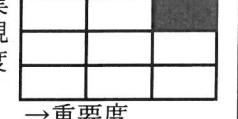
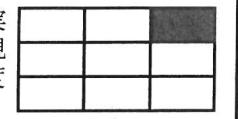
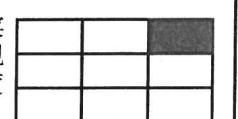
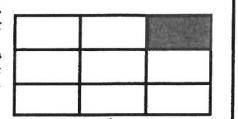
○実現度A：達成またはほぼ達成している（概ね80%以上）

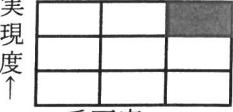
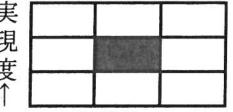
実現度B：概ね達成している（40%～80%未満）

実現度C：達成していない（概ね40%未満）

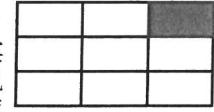
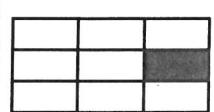
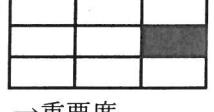
○重要度も上記に準じて評価し、該当するマスを塗りつぶしています。

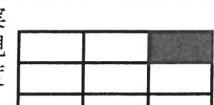
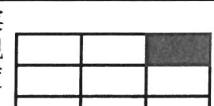
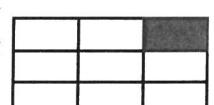
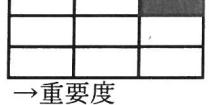
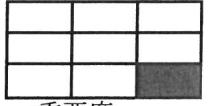
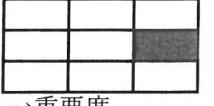
大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度 ↑  →重要度
		②教育委員会会議の□運営上の工夫	実現度 ↑  →重要度
	(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の□傍聴者の状況	実現度 ↑  →重要度
		②議事録等の公開、□広報・公聴活動の状況	実現度 ↑  →重要度
	(3) 教育委員会と事務局との連携	教育委員会と事務局との連携	実現度 ↑  →重要度
	(4) 教育委員会と町長部局との連携	教育委員会と町長部局との連携	実現度 ↑  →重要度
(5) 幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備	教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	実現度 ↑  →重要度
		①幼・保・こ・小・中学校訪問	実現度 ↑  →重要度
	②所管施設の訪問	実現度 ↑  →重要度	

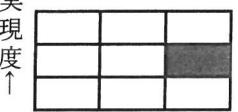
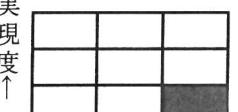
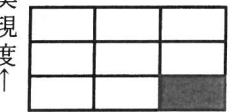
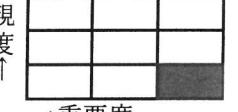
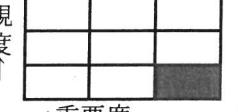
大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑  →重要度	教育行政を推進するにあたり、目指すべき方向を示す教育方針を策定していくことは、教育委員会としての責務であり、新年度の前に教育委員会の主要施策と教育方針を教育委員会に諮り決定している。
	(2) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑  →重要度	教育委員会は、首長から独立した行政機関であり、教育委員会としての規則の制定・改廃は重要事項となる。令和3年度は、条例の制定0件、改廃0件、規則制定2件、改廃0件について、いずれも遅滞なく処理することができた。 要綱・規程等の新設1件、改廃はなかった。
	(3) 教育委員会の所管する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	実現度↑  →重要度	教育委員会が所管する施設を含む公の施設については設置条例を設けることとされており、制定、改廃などは重要事項となる。令和3年度は、条例の制定・改廃はなかった。
	(4) 町職員の任免を行うこと	実現度↑  →重要度	児童福祉・教育行政推進のためには人材の確保が必要であり、きめ細かな取り組みをしていくためにも多くの支援員等を教育委員会独自で採用している。 令和3年度は、学校事務、学校用務員、小・中学校支援員、学校図書館補助司書、保育士、教諭等の職種で212名の職員を採用した。
	(5) 県費負担教職員の任免その他の人事について内申すること	実現度↑  →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員の任免その他の人事に関することは教育委員会として重要事項であり、令和3年度は、上位機関である県教育委員会に対し125件の内申をしてきたが、いずれも遅滞なく行うことで、適切な人事管理をすることができた。しかしながら、年度末の急な学級増や講師不足により、不補充の状態が例年より多かった。
	(6) 県費負担教職員の服務の監督に関すること	実現度↑  →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員のサービスの監督に関することは教育委員会として重要事項であり、年度当初に各校校長より教職員へサービスについての指導を行っている。 また、静東教育事務所の人事管理訪問の際に指導を受けるとともに、各学校では、不祥事根絶を含め、勤務サービスに関する研修を定期的に実施している。
	(7) 学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱すること	実現度↑  →重要度	学校教育及び社会教育の推進役となる各種委員の任命委嘱などの人事に関することは教育委員会として重要事項であり、令和3年度は、欠員も生じることなく126名の委員を遅滞なく委嘱した。
	(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること	実現度↑  →重要度	首長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関する議決事項について教育委員会の意見を聴くこととされており、令和3年度は、補正予算3回を遅滞なく教育委員会に上程し、その後に議会において原案どおり可決することができた。
	(9) 教科用図書の採択を行うこと	実現度↑  →重要度	令和3年度は、中学校の一部教科用図書の採択が行われた。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にして対応した。 【次回採択年度】 ・小学校 令和5年度
	(10) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること	実現度↑  →重要度	学校教育の担い手である教職員に対する研修の機会を確保していくことは、教育委員会の役割として重要なものがあり、教育関係者に対し町教育委員会主催で各種研修を実施することで職員の資質向上に努めた。 ・初任研：3回7人参加　・2年研：2回6人参加 ・3年研：2回6人参加　・中堅研：2回3人参加 ・特別支援教育研修会：5回

大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
2 教育委員会が管理・執行する事務	(11) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑  →重要度	令和3年度は、令和4年度から北小学校に特別支援学級(自・情)新設するため、学区変更を行った。 ・(旧) 長泉小学校特別支援学級(自・情) 長小、北小学校区 (新) 長泉小学校特別支援学級(自・情) 長泉小学区 北小学校特別支援学級(自・情) 北小学区
	(12) 指定文化財を指定し、又は解除すること	実現度↑  →重要度	令和3年度は、該当する案件がなかった。
	(13) 定住促進に関すること	実現度↑  →重要度	令和3年度までに、長泉未来人定住応援事業奨励金の対象はいなかつたが、令和3年度80人のエントリーと25人の本登録があった。

大項目	基本方針	施策	(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 『基礎を培う』幼稚園・保育園・認定こども園 『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』及び『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の徹底を図り、一人一人の個性を尊重し、よさが生きる教育・保育を目指します。	①体験活動の推進 ～協同する体験、規範意識の芽生えの育成/野菜栽培体験、食育活動の充実、地域との交流、親子で一緒に楽しめる体験活動の推進～	実現度 ↑ →重要度	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の平成29年3月の改訂を受け、園児の発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探究心を養うとともに、規範意識の芽生えを培养する場として重要である。各園で野菜の栽培、保育の中での体験活動や行事への親子参加など、各園で工夫した取り組みを行っている。
		②読書活動の推進 ～絵本・紙芝居・童話等の読み聞かせの充実/家庭での読み聞かせの推進と実践を促進～	実現度 ↑ →重要度	読書活動を通じ豊かな感性を養うとともに、伝える喜びや文字に対する興味や関心を持つ機会を身につけるとして幼児期の読書活動は必要不可欠なものである。各園での取り組みを大切にするとともに家庭との連携にも力を入れた取り組みを行っている。
		③特別支援教育の推進 ～教育相談活動・園内研修の充実、個に応じたきめ細かい指導、就学に向けた支援、保護者との緊密な連携と交流～	実現度 ↑ →重要度	障がいを有する子どもへの関わりは、幼児期から一貫した支援が必要であり、保護者との信頼関係の上に成り立つものであることから、特別支援教育専門員を中心に支援に直接携わる支援員と連携し、支援方策を検討するとともに、家庭での支援を推進することで、就学に向けた円滑な取り組みを進めている。
		④安全教育・防災教育の充実 ～不審者対応訓練・避難訓練、交通安全教育等の充実～	実現度 ↑ →重要度	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取り組みとして園だけでなく、地域や家庭と連携した取り組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要であることから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。
		⑤幼稚園・保育園・認定こども園から小学校・中学校までの円滑な接続 ～就学前園児の学校体験・交流研修の充実、地域の人材を活用できる計画の立案(幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の行事等の積極的交流/就学までに育みたい資質・能力の実現に向けたカリキュラムマネジメントの確立と教育アドバイザーの活用～	実現度 ↑ →重要度	子育て施策を担う幼保この役割を踏まえた中で、職員一人ひとりが幼保こにおける園生活について理解を深めることができ、「小学校との円滑な接続」の推進力になるとともに、行事等を通じた幼保こ・小の交流が小学校に入学してからの児童の落ち着いた学校生活、保護者の安心感に繋がっている。また、幼保こ・小連絡協議会(フラット会議)を開催し、情報交換を積極的に行っていく。
		①きめ細かな教育の推進、教育環境の整備 ～研究授業の実施等による教職員研修の充実/特別支援教育、特別支援学級の支援の充実/通級指導教室の充実/小学校1・2年生支援事業及び少人数指導事業の実施/多様な人材を活用した学習支援/共同学校事務室の効果的な運営/幼稚園・保育園・認定こども園から小学校・中学校までの円滑な接続に向けた教育アドバイザーの活用/ファシリティマネジメントに基づく学校施設及び設備の改修等の実施～	実現度 ↑ →重要度	義務教育期は、今後の社会生活を送る中で必要となる基本的な知識・技能を身に付ける場であり、個に応じたきめ細かな教育の推進は必要不可欠なものである。そこで、新学習指導要領の実施に伴い、子どもや保護者の期待に応えるためにも教員一人ひとりが「力のある先生=頼もししい先生」になるよう育成しており、信頼できる学校運営に努めている。令和3年度は北小学校に特別支援学級(自閉・情緒)を新設し、特別支援教育の充実を図った。教育アドバイザーを配置し、幼稚園・保育園・こども園と小学校との接続を意識した訪問や、フラット会議を開催した。北小学校通級指導教室では、児童24名の支援を行った。また、長泉小学校の児童増に伴う教室不足を解消するため、リース方式により校舎の増築を行った。
(2) 『多彩な資質・能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。	②魅力ある授業づくりの推進 ～研究授業の実施等による教職員研修の充実/学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」と主体的・対話的で深い学びの視点/学習指導要領の目標や内容を的確に押さえた確かな学力を検証する調査の実施と授業改善/主体的に学ぶ学習習慣の確立・基礎学力の定着・活用力の育成/全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の育成/体験的・問題解決的な学習知識及び技能を活用する学習の推進/授業力向上に向けた教職員研修の充実/子ども同士の関わり合いを大切にした授業づくりの推進/国際理解、外国語活動・外国語教育の充実/ALTの配置拡大を生かした。小学校1・2年生での計画的な外国語活動の実施/小学校1・2年生の書道授業の実施/キャリアアバースポーツの活用とキャリア教育の推進による望ましい勤労観、高い志向もつ職業観の育成/理科支援事業の実施/一人一台端末の導入やICT支援員の配置、効果的な活用に向けた教職員研修実施等によるICT教育の充実/出退勤管理システムの導入による勤務時間の適正管理と教職員の多忙化解消に向けた働き方改革の推進/業務改善のための効果的な学校評議の実施～	実現度 ↑ →重要度	学びの土台となる基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育むため、魅力ある授業づくりの一環として、体験的な学習活動の機会を増やし、児童生徒の興味・関心を引き出す学習の工夫に努めている。新型コロナウイルス感染対策のため、教育課程の再編成や行事の精選を行い、様々な制限がある中で、基礎学力の定着や授業改善を行った。若手研修は教育アドバイザーが積極的に関わり、学び手の視点に立った授業づくりを推進した。 ALTを1名増員し、小学校1・2年生に計画的な外国語活動の授業を導入した。G I G Aスクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末を整備し、学習活動の一層の充実を図った。教職員の勤務時間を客観的に把握するため、タイムカードによる勤怠管理システムを導入した。	
		③心の教育の推進 ～道徳的実践力を高め、自尊感情を育成する道徳教育・人権教育の推進/豊かな心を育てる読書指導、学校図書館の活用と活性化/不登校・いじめの早期発見及び早期対応のための相談体制の充実・いじめ防止基本方針に基づく組織対応の推進/心の教室相談事業の充実/スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど県事業の効果的な活用/ボランティア活動、自然や文化等の体験活動への積極的な参加～	実現度 ↑ →重要度	人間関係の希薄化が危惧される中で、情操教育や不登校いじめなど将来に禍根を残さない対応も必要であり、これらに対応するため町単独で心の教室相談員を中学校に配置し、生徒の相談や心理面での支援を行なっている。また学校図書館補助司書を配置し、豊かな心を育てる教育にも努めている。
		④体育・健康に関する指導の推進 ～健康教育の充実/基礎体力の向上を目的とした体力づくり運動やスポーツ活動の推進/食育の推進(栄養教諭を活用した栄養指導の充実) /健康の保持増進(町養護教員の配置)～	実現度 ↑ →重要度	学齢期の児童・生徒にとって、健全な心身の発達のための学校保健は重要なものであり、各校養護教諭を中心とし児童・生徒への指導等は重要なものである。また、その他社会問題化する薬物乱用に対する教育の必要性は高いものがある。検診結果の事後フォローや保健室の有効活用を図っている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
3 教育委員会が管理・事務執行を教育長に委任す	(2) 『多彩な資質・能力を引き出す』小学校、 『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこだえる夢を育む学校づくりを目指します。	⑤安全教育の推進 ～自分の身は自分で守る教育の充実/防災訓練の充実/スクールガードボランティアとの連携/緊急メールの活用/地域・PTAとの連携強化～	 実現度 ↑ →重要度
		⑦環境教育の推進 ～資源を大切にする教育の推進/エコ活動への取組～	 実現度 ↑ →重要度
		⑧「地域とともにある学校づくり」の推進 ～社会に開かれた教育課程の実現/全小中学校における学校運営協議会の設置と地域学校協働本部事業と連携した効果的な実践の蓄積/学校運営協議会制度による学校評価の充実と効果的な学校運営/地域への学校開放、外部人材の活用/地域の諸施設・団体等との交流/部活動指導の充実（外部指導者の積極的活用）/学校ホームページの充実～	 実現度 ↑ →重要度

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(3) 学校給食 『食』を通じて『豊かな心を育む』学校給食を目指します。	①健康教育や食育の充実 ～学校給食を通した栄養指導、生涯にわたる食生活の指導/地元生産者とのふれあい給食会を通し、食物の大切さや感謝の心を醸成/学校給食と家庭での食生活の連携及び消毒等衛生面の啓発～	実現度↑  →重要度
		②安全でおいしい給食の提供 ～衛生管理の徹底/安全で良質な食材の選択/地場産品をより多く活用した「長泉の日」の充実/多様な食品をバランスよく組み合わせた献立の工夫/食物アレルギー対応給食(除去食)の提供～	実現度↑  →重要度
	(4) 健やかな子育て支援 子どもが輝き、子育てが楽しい、心触れ合うまちづくりを目指します。	①きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援 ～幼稚園・保育園・認定こども園での支援が必要な園児の受け入れの充実と園保育の推進/放課後児童会における支援が必要な児童の受け入れに伴う体制の充実/児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図る要保護児童対策地域協議会の効率的な運営、子ども子育て総合相談窓口の充実～	実現度↑  →重要度
		②地域の子育て力の強化 ～親子・友達・園児との触れ合い、育児相談、子育てフェスティバルの開催/子育て支援サークル、子育て応援グループとの連携/ファミリー・サポート・センター事業の充実/こども交流センターの充実～	実現度↑  →重要度
		③子育て家庭への経済的支援 ～18歳年度末までの医療費の助成/多子世帯の経済的負担軽減のため、保育園に通園している0歳から2歳までの第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料化(助成)/保育所・認定こども園の副食費を第2子半額、第3子無料化(助成)/子ども子育て支援新制度未移行幼稚園に通園している、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子の副食費免除(助成の上限あり)～	実現度↑  →重要度
		④働きながら子育てる家庭への支援 ～放課後児童会の円滑な運営～	実現度↑  →重要度
		⑤待機児童解消に向けた取組(保育園・放課後児童会) ～官民連携による保育施設の拡充～	実現度↑  →重要度
	(5) 社会教育 住民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを目指します。	①生涯学習 ～生涯学習推進計画の推進、第2次生涯学習推進計画(後期計画)の推進及び第3次生涯学習推進計画の策定に向けた準備、検討/生涯学習情報の提供、生涯学習だより・家庭教育だよりの発行/住民ニーズに応えた学習機会の提供、長泉わくわく塾、くすのき学級、ふれあい出前講座、地域づくり活動事業の推進/地域の教育力向上、学校・家庭・地域連携協力推進事業(放課後子ども教室、地域学校協働本部)の充実、通学合宿事業(わんぱく通学合宿)の推進/生涯学習の充実のための人材活用、人材リスト「いちはん星みつけた」の更新、地域人材の发掘・活用～	実現度↑  →重要度
		②青少年の健全育成 ～家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成事業の充実と青少年育成団体の活動支援/少年教育育成講座(松崎町・西伊豆町体験スクール)の実施/少年の主張大会の開催による青少年への理解や意識醸成/成入式の充実/子どもの居場所づくりの推進/放課後こども教室、通学合宿事業、少年少女サークル、子ども体験講座の実施/科学技術体験教室の実施/青少年相談事業(ひまわり相談室)の実施/補導活動の充実を図るとともに、非行防止意識の普及と啓発、補導体制の確立、青少年を守る店や家の登録制度の啓発、声掛け運動の推進～	実現度↑  →重要度

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(5) 社会教育 住民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを目指します。	③家庭教育の充実 ～「長泉町家庭教育の日」の推進・啓発/家庭教育支援員を活用した家庭教育学級の充実/子育て学習講座の実施/基本的生活習慣の啓発～	実現度  →重要度	家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心を身につけられるよう、また親同士のコミュニケーションを高め、社会全体で家庭教育の充実に取り組んでいくための各種講座を開催し、家庭教育の推進に向けた周知を図っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の一部を中止・縮小したため、家庭教育充実の推進が困難であった。
		④男女共同参画 ～第2次男女共同参画プラン（後期計画）の推進及び第3次男女共同参画プランの策定/男女共同参画啓発講演会「つどい長泉」の開催/男女共同参画指導者の養成/情報紙「咲くっど」の発行/男女共同参画推進事業の実施～	実現度  →重要度	第2次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、性の多様性理解の促進や男女の意識改革を行うことが必要であり、啓発のための講演会や情報誌の発行、地域での自主的な活動の促進等、各種事業を進めている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の一部を中止・縮小したため、男女共同参画の推進が困難であった。
		⑤文化財の保護、保存 ～展示館を拠点とした文化財の保存復元及び展示の充実に努めるとともに、体験学習の拡大を図り文化財に親しみやすい環境整備の実施/常設展示と企画展の開催/体験講座の開催と充実/町指定文化財維持管理補助事業、町指定文化財等の説明看板設置事業（修繕）、文化財収録（写真、古文書等の収録）の実施～	実現度  →重要度	町民の生涯学習活動のための情報発信拠点として、また町文化財保護活用の拠点として、文化財展示館の運営を行なうほか、企画展や常設展、体験講座など各種事業を行なっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の一部を中止・縮小したほか、一部期間を臨時休館としたため、文化財の啓発の推進が困難であった。
		⑥コミュニケーションセンター運営管理 ～発表や鑑賞の場としての活用による生涯学習活動の推進/計画的な設備改修と、利用しやすい環境整備～	実現度  →重要度	コミュニケーションセンターは、町主催事業や各種団体の会議及び研修会、講演会、文化的な活動・発表会などに利用されており、住民の生涯学習及び文化振興の拠点施設となっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一部期間を臨時休館としたほか、利用者の活動自粛により利用件数が減少した。
		⑦文化振興 ～文化センターを拠点とした町の芸術・文化の向上と発展/質の高い芸術文化を鑑賞する機会と発表の場を提供/町民文化祭事業、美術展事業、文化講演会事業の充実、長泉町ビアノマラソンの実施/郷土芸能保存団体の活動支援～	実現度  →重要度	誰もが気軽に文化芸術に親しむ機会、及び発表する機会を提供し、町民の生涯学習と文化芸術意欲の向上を図るために、各種文化振興事業を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種事業の一部を中止・縮小したため、文化振興の推進が困難であった。
		⑧文化センター運営管理 ～指定管理者による効率的な管理と利用者サービスの向上～	実現度  →重要度	文化センターにおいては、質の高い芸術文化を鑑賞する場として、多くの町民に親しまれている。文化芸術の発信拠点等としての貸館業務をはじめ、指定管理者による自主事業は、町民をはじめ多くの来場者があり、文化芸術に触れる好機となった。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により自主事業の一部を中止・縮小した。また、一部期間を臨時休館としたほか、利用者の活動自粛により利用件数が減少した。
		⑨町民図書館運営管理 ～「人づくり」に応える情報拠点として資料の充実、親しみやすい図書館、役立つ図書館、魅力ある図書館となる施策の推進/図書館の効率的な管理・運営と読書の推進、一般図書購入、県内公立図書館・大学図書館との図書の相互貸借、利用者の調査・研究、調べ学習の支援（リファレンスサービス）の充実/図書館システムの活用による事務の効率化及び住民サービスの向上/子ども読書活動の充実、第4次子ども読書活動推進計画推進/児童図書購入、講座・講演会、子ども読書感想文コンクール、おはなし会・読みフェアの開催/幼稚園・保育園・認定こども園・こども交流センター・放課後児童会・小学校・中学校・地域文庫等への団体貸し出し及び活動支援の充実～	実現度  →重要度	図書館は「人づくり」に応える情報拠点として、資料の充実・整理や、読書会、学習機会の提供などを通じて住民の生涯学習意欲を高める役割を持つ機関として位置づけられている。新たな資料の購入や館内展示の工夫などにより、利用者満足度の向上を図っており、子どもの読書活動推進について、ボランティアを含めたさまざまな取組み等により児童書の利用が活発である。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、読み聞かせや各種講座などを中止・延期しており、読書活動の推進が困難であった。
		⑩井上靖文学館運営管理 ～文豪・井上靖の業績や町の文化等の紹介と町民の教養及び文化の向上/井上靖に関する資料及び町の文化等を紹介する資料の保管並びに展示（常設展示及び企画展示）/文学館資料を活用した井上文学の普及（ワークショップ等）～	実現度  →重要度	井上靖文学館は令和3年度から町営の施設となり、令和3年7月17日からリニューアルオープンした。井上靖の業績、町の文化等を紹介し、広く町民の教養及び文化の向上に寄与する目的で位置づけられている。令和3年度は全国の井上靖関連施設との連携や周辺文化施設への巡回展示などをを行うとともに町民等への文学館来館に向けた各種事業を展開し事業推進に努めた。

大項目	基本方針	施策	点検・評価		
			(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)		
③ 教 育 長 委 員 会 が す る 管 理 事 務 執 行 を 教	(6) 社会の変化に対応した教育行政 変化する社会情勢を的確に捉え、時代の潮流に対応した教育行政を推進します。	①教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化	実現度↑		令和3年度は、長泉町総合教育会議を2回開催し、「不登校児童生徒への支援」及び「保育・教育の質を高める地域人材や施設の活用」について協議し、町長との連携を強化した。
		②国・県の教育振興基本計画に則した事業の推進 ～「有徳の人」づくりアクションプランに基づいた教育の推進/第5次長泉町総合計画後期基本計画による教育行政の推進～	実現度↑		平成30年3月に発表された静岡県教育振興基本計画を上位目標に、教育方針を連動させ長泉町教育委員会として取り組んだ。各学校は、有徳の人の育成をめざし、「自立した人」「関わり合う人」「行動する人」の育成を目指して、家庭や地域と連携して教育活動を展開した。
		③教育委員会自己点検・評価の充実と推進 ～前年度の評価結果を踏まえた新たな取組の推進/教育委員・事務局の研修の充実/情報発信の充実(ホームページ等)～	実現度↑		地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況を自己点検・評価し、また、学識経験者による意見もいただき、議会への報告、町ホームページへの公表を行っている。この自己点検・評価の結果を踏まえ、教育委員会の事務事業に取り組んだ。

4 学識経験者による意見

■ 全体的考察

令和3年度は収束が見えないコロナ禍の状況のなか、令和3年度教育方針に則り、適切に点検項目が設定されて自己点検・評価がされている。多くの項目において重要度を「A」として、その重要性を真摯に受け止め、実現度もその多くが「A」となっており、その実現に向けた努力がうかがえる。

一方で、実現度が「B」以下となっている項目もいくつか見られた。コロナ禍において、昨年度に引き続き、手法の工夫などで実現度を引き上げる努力が見られる項目もある。困難な状況下ではあるが、努力し続けてほしい。また、新たな取組に関しては、常に検証・検討を十分に行い改善してほしい。

■大項目1 教育委員会の活動

(1)教育委員会の会議の運営改善 について

定例会を毎月1回、臨時会を1回開催しており、発言数は前年度と比較すると増加している。住民や保護者に期待される教育の諸課題について、活発で深い議論がなされ充実した会議であると評価することができる。資料の事前配布に余裕をもつことや開催日調整等の工夫、詳細な資料の提供など、引き続き活発な議論の場となるよう環境づくりに努めてほしい。

(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信 について

昨年度、教育委員会会議の傍聴者はいない。教育に関心のある人が多い中、教育の効果が評価として表しにくいことから足が向かない可能性もある。その原因を考えることは評価の改善につながる可能性もある。広く教育委員会会議の内容を知ってもらい町民の協力を得るためにも、告知方法等を工夫し傍聴者が増えることを期待したい。

また、ホームページ上での会議概要の公表は、委員会の活動や役割を町民に理解してもらうためには大変有効であることから、公表を継続するとともに分かりやすく工夫することも重要である。

(3)教育委員会と事務局の連携 について

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の成果、また、問題点や改善策の報告を受け、定例教育委員会で審議していくことは重要である。連携で大事なことは事務局の行っている施策の実施状況・課題等を十分理解してもらい、互いに深く意見交換を行うことで、さらに良いものに練り上げていくことである。

定例会前の事前打合せを毎回行っていることは必要であり、今後も引き続き事務局内で審議内容を充分に検討し連携を図っていただきたい。

(4)教育委員会と町長部局との連携について

昨年と同様、町長部局の議案を遅滞なく処理できており評価できる。今後も、町長部局との情報共有に努め、適切な時期に議案が提案できるよう心がけてほしい。また社会の変化に対応した教育行政を推進する上で町長部局との関係は、連携から協働に発展させることができることにより教育効果を上げることになり、地域課題を解決するためにも必要である。

(5)教育委員の自己研鑽について

長引く新型コロナウイルスの拡大の影響により、研修会の中止やリモート開催などこれまでと同様に行うことが困難であった。今後は積極的に研修会等に参加されるとともに、事務局からの紙面による研修資料提供など自己研修できる環境も整えてほしい。また、近隣の先進的な取り組みを研究する機会も設けてもらいたい。

(6)幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備について

教育・保育現場を知るために、委員が施設を訪問して、実情を把握することは大変意義深いことである。そのような中で、訪問の重要度を高く捉え、各種行事への参加や施設を訪問していることは評価できる。新型コロナウイルス感染防止策をとりながら、教育・保育の生活の様子や児童生徒・指導者が頑張っている姿を確認し、現場が抱えている問題を感じ取ることは意義がある。また、所管施設の訪問に子育て活動拠点であるパルながいづみを訪問したことは評価できる。

■大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

(1)学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めることについて

「令和3年度 長泉の教育」には町の教育方針が明確に示され、重点施策が具体的に示されている。これらの内容は学校や地域社会の現状を反映し、今日の教育課題をしっかり受け止めて策定されている。引き続き、学校現場や保護者等を含む多くの町民の声が反映されるよう努力し、喫緊の課題、長期的な視点に立った施策の両面を計画的に実施し、教育委員会会議において活発な議論を期待する。

(4)町職員の任免を行うこと (5)県費負担教職員の任免その他の人事について内申すことについて

児童福祉・教育行政において、現場に適切な人材を過不足なく確保、配置することは子ども一人ひとりの成長において極めて大事な施策である。重要性を的確に捉

え、適切な人材確保・人事管理を遂行している。そして、学校事務、小中学校支援員、図書館補助司書、保育士、教諭等について、令和3年度は212名を採用し、きめ細やかな個別指導、児童生徒の健康増進の保持のための養護教員、特別支援学級への支援員、さらに教員の多忙化解消と教員の質の向上を図るために教員事務補助員は町教育委員会独自で配置している。

県費負担教職員についても、125件の内申が遅滞なく行われている。任免数確保の充実は最も重要である。また確かな人材を確保できているかどうかの検証を併せて行いたい。今後もきめ細やかな教育の充実のために、事務局側の助言と現場の要望とともに、適切に必要とされる人員の確保に努めていただきたい。

(7)学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱をすることについて

町教育委員会として学校教育及び社会教育に係る各種委員の任命及び委嘱は、教育の充実のために不可欠であることを踏まえ、重要度を捉えている。令和3年度は欠員なく126名の委員を委嘱できたことから実現度の評価も適正であると判断できる。さらに、教育委員会事務局と任命及び委嘱された者が、ともに高め合い満足できる役割を担っているかどうかを検証してみることが必要である。

また、任命及び委嘱されたメンバーによる委員会等が十分機能するために、人材の発掘による適任者の確保に努力をしていただきたい。今後も、委員等の任命及び委嘱を適切に行い、委員会等の体制を確実なものにしてほしい。

(9)教科用図書の採択を行うことについて

教科用図書採択の重要性を理解し、令和3年度は、中学校の一部教科用図書の採択が行なわれ、駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にし、対応したことは評価できる。今後も教科書採択が続くことから、引き続き関係機関との連携を密に、適切な対応をしていただきたい。

(10)校長、教員その他の教育関係職員の研修を行うことについて

教職員に対する研修機会の確保は、教職員の質の向上という点で重要であり、保護者や地域住民に対する信頼につながる大切なことである。予算の確保も確実であり評価できる。また、教材研究を含めた校内研修時間の確保のためには教育現場の多忙化を解消することが必要になる。また令和3年度はコロナ禍ではあるが、初任者研修3回、2年研修2回、3年研修2回、中堅研修2回、特別支援教育研修5回が、それぞれ行われた。

(1) 学齢児童及び生徒の就学すべき学区の区域を設定し、又はこれを変更することについて

令和3年度は、令和4年度から北小学校に特別支援学級（自・情）を新設するため、学校の区域変更が行われ、状況に合わせた改定をしたことは評価できる。

■大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1) 「基礎を培う」幼稚園・保育園・認定こども園について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探求心を養うとともに、人との関わりの中で規範意識が芽生え、豊かな感性を身につけるなど子どもの成長に欠かせない。各園において積極的に活動を実施できていることから評価できる。今後も活動を継続するとともに新たな企画を取り入れてみることも試みていただきたい。

幼児期の読書活動は、豊かな感性を養う上で必要不可欠なものであり、全園で充実した取り組みを行っていることは評価できる。

特別な支援を必要とする子どもへの関わりについては、年少期から一貫した支援が必要であり、各園のきめ細やかな対応が行き届いていることを高く評価したい。個に応じた支援については、支援方針を十分に検討し支援員とともに一層の努力をしていただきたい。

子どもの安全は、直接命に繋がるという自覚を基に、園・地域・家庭の連携した取り組みが行われていることは評価できる。

また、「小1プロブレム」問題に対して、「幼保こ」と小学校が円滑な連携の必要性を認識し、幼保こ間や小学校との交流事業が積極的に行っている点を大いに評価したい。引き続き、充実した事業に取り組んでいただきたい。

(2) 「多彩な資質や能力を引き出す」小学校、「主体性・豊かな創造力を伸ばす」中学校について

小学校1・2年生支援事業、少人数指導や通級指導教室など、きめ細やかな教育の推進や教育環境の整備に努力していることが、学校評価による保護者の満足度94.8%に繋がっている。高い数値であるが、さらに向上するよう、今後も適切なサポートを継続し、一人でも多くの子どもが自立した社会生活を送れるようにしていただきたい。

基礎・基本の定着を図り、自ら学び考える力を持つための魅力ある授業づくりに努めていることや、外国語活動、小学校理科支援員配置などに力を入れ、児童生徒を中心とした主体的な授業を展開できるよう努力していることは評価できる。若手の研修に教育アドバイザーが積極的に関わり、学び手の視点に立った授業づくりに尽力し

ていることも評価できる。

施設面では長泉小学校へ校舎を増築し、児童増に伴う教室不足を解消した。

また、グローバル化の進展に対応した教育の充実を図るため、ALTを1名増員し、小学校1・2年生に計画的な外国語活動を導入し、より充実した魅力ある授業が行われるよう努めていることは評価できる。さらに充実した授業ができるよう期待する。

中学校に心の教育相談員が常駐していることは、相談件数から読み取ってもかなり充実している。子どもたちの心の教育を大事にしている証であり、保護者の学校に対する信頼にも繋がっていると言える。子どもと毎日関わっている担任との連携を密にしながら、心の教育を今以上大切にしてほしい。

ICT教育では、GIGAスクール構想に基づき整備された、1人1台端末を活用し、学習活動の充実を図った。

教職員の働き方改革では、勤務時間を客観的に把握するため、勤怠管理システムを導入しており、今後はこちらを活用し教職員の多忙化解消に努めてもらいたい。

家庭・地域と学校の連携・協働は「地域とともにある学校」を運営する上でますます重要になってきている。町内5校に設置された学校運営協議会においては、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて関係者が目標や課題を共有し、より学校の経営方針についての協議や承認、教育活動の実践に地域のニーズを反映させ、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていく学校運営協議会をめざしてもらいたい。また、「社会に開かれた教育課程」などの地域学校協働活動を開拓するためには地域学校協働本部を所管する生涯学習課との連携が重要になる。

(3)学校給食について

バランスの取れた栄養豊かな給食の提供は、児童生徒の心身の健全な発達のために重要であり、保護者や学校関係者の願うところである。そのような中で、「長泉の日」による地場産品を多く使った給食提供は、地域の食環境の良さを知り、郷土愛を育むことになる。コロナ禍のため地元生産者との給食会は実施できなかつたが、栄養教諭等による給食指導や栄養指導を積極的に行っており、除去食提供、食材の放射能測定の実施など、大変努力しております評価できる。今後も家庭や児童・生徒に「食育」の重要性の理解を得るための取り組みを継続してほしい。

平成27年度から実施されている調理・配送・配膳業務の民間委託では、昨年と同様に、民間事業者の持つ専門性や柔軟性を生かした運営が行われ、安全な給食の提供ができている。引き続き、委託業務体制のチェックを行い、更なる安全性の向上と安定した提供に努めてもらいたい。

(4)すこやかな子育て支援について

きめ細やかな取り組みを必要とする状況において、保育士、幼稚園教諭等の適正な人員配置に努めていることや、要保護児童対策地域協議会が中心となり児童虐待防止に努め、新たに民生委員児童委員や関係者向けに講演会を実施したこと、また令和4年度から子ども家庭総合支援拠点を開設するために、子ども・子育て総合相談窓口の改修や相談体制など、相談支援の充実を図ったことは評価できる。

コロナ禍においても、地域の子育て力を強化するためにファミリー・サポート・センター事業の周知や、子育てマイスター講習会を開催するなど努力の跡が見られる。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターで、相談などの各種事業を展開していることは重要なことである。こども交流センターは運営を進める中で工夫を重ね、さらに魅力ある施設にしていただきよう、引き続き努力していただきたい。

待機児童解消に向けた取り組みとして、南幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行したこと、また長泉小学校のリース方式校舎内に、新たな放課後児童会を開設したことは評価に値する。また、子育て家庭への経済的負担の軽減を図る対策が充実している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢悪化の緊急措置として、町独自で低所得の子育て世帯に対して給付金事業等を実施した。引き続き、住民の意向の把握に努め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指していただきたい。

(5)社会教育について

社会教育は、昨年度に引き続き、新型コロナの影響を大きく受け、非常に困難な中での実施であったことがうかがえる。コロナ禍における生涯学習は、各種事業の一部を中止・縮小している。そのような状況において、講座数や受講者数も評価の視点ではあるが、受講者が学んだことを地域に還元したり、他部局が行っている事業に繋がったりしているかどうかも含め、全体を捉えて見ることも大切である。また、地域住民同士の繋がりや地域の課題解決に繋がる地域づくり活動事業の更なる活躍を期待する。コロナ禍での地域コミュニティの停滞を復活させることは大変であるが努力をしてほしい。

コロナ禍における青少年の健全育成に関して、各種事業の一部を中止・縮小した中でも青少年補導員による補導の実施などによる非行防止対策の推進、ひまわり相談室による様々な相談に対する関係機関との連携を通じた対応など、青少年がいきいきと健やかに活動できるよう事業に取り組んでいることは評価できる。継続的に取り組み、よりよい環境にしていただきたい。

子どもの基本的な生活習慣や倫理観・自立心を身につけるには家庭の教育力が基本である。家庭教育を支援する施策や家庭の教育力を推進する取り組みなど難しい事案であるが、地域住民による家庭教育支援など新たな工夫をして積極的に取り組んでい

ただきたい。

コロナ禍における男女共同参画に関しても各種事業の一部を中止・縮小しながら事業を推進する中で、先進事例等を研究しながら少しでも住民の意識が変わっていくよう、引き続き努力してもらいたい。

また、文化財の保護、保存については、コロナ禍の中概ね1か月半、文化財展示館の臨時休館の措置を行った。利用者の活動も自粛された。今後新たな企画などにより実現度が高まることを期待する。

コロナ禍における社会教育施設の運営管理に関しては、各種事業の一部を中止・縮小した。今後、団体の利用や自主事業の開催などにより、施設を有効に活用できるよう、より利用しやすい施設となるよう施設の適切な維持管理、参加者のニーズに応じた自主事業の展開を期待する。

コロナ禍における図書館は、特に力を注いでいる読み聞かせなどの子どもの読書活動は、中止や延期を余儀なくされ、活動は困難であった。

井上文学館は令和3年度から町営の施設となり、7月17日からリニューアルオープンした。町民の教養及び文化の向上を図る施設として、今後の事業展開を期待する。

また、各学校に設置が進められている学校運営協議会と両輪になるのが地域学校協働本部である。「学校を核とした地域づくり」のねらいは、まさに社会教育の目指すところである。地域づくりと子どもの成長は関係が深く、それが家庭教育支援や地方創生にも発展していく。全5校に学校運営協議会も設置され、今後は評価項目に入れて取組みを充実させてもらいたい。

最後に、コロナ禍の中、大変な努力が見られる。実現度が全体的に下がってはいるが致し方ないと考える。

(6)社会の変化に対応した教育行政について

町長と教育委員会との連携の重要性を鑑み総合教育会議を2回実施した。協議内容は時宜を得たテーマを取り上げており適切である。社会の変化が著しい現在、子どもを取り巻く環境が複雑化・困難化を極めており、町長部局との協働は今まで以上に必要性を増している。また、教育の政治的中立性、・継続性・安定性を確保しつつ、今後も引き続き開催に向けた調整を進めてもらいたい。

国・県の教育振興基本計画を受け、長泉町の教育方針に基づき施策を積極的に実践することは重要である。各学校の児童・生徒による自己評価が高いことは十分に評価でき、さらなる前進を期待する。

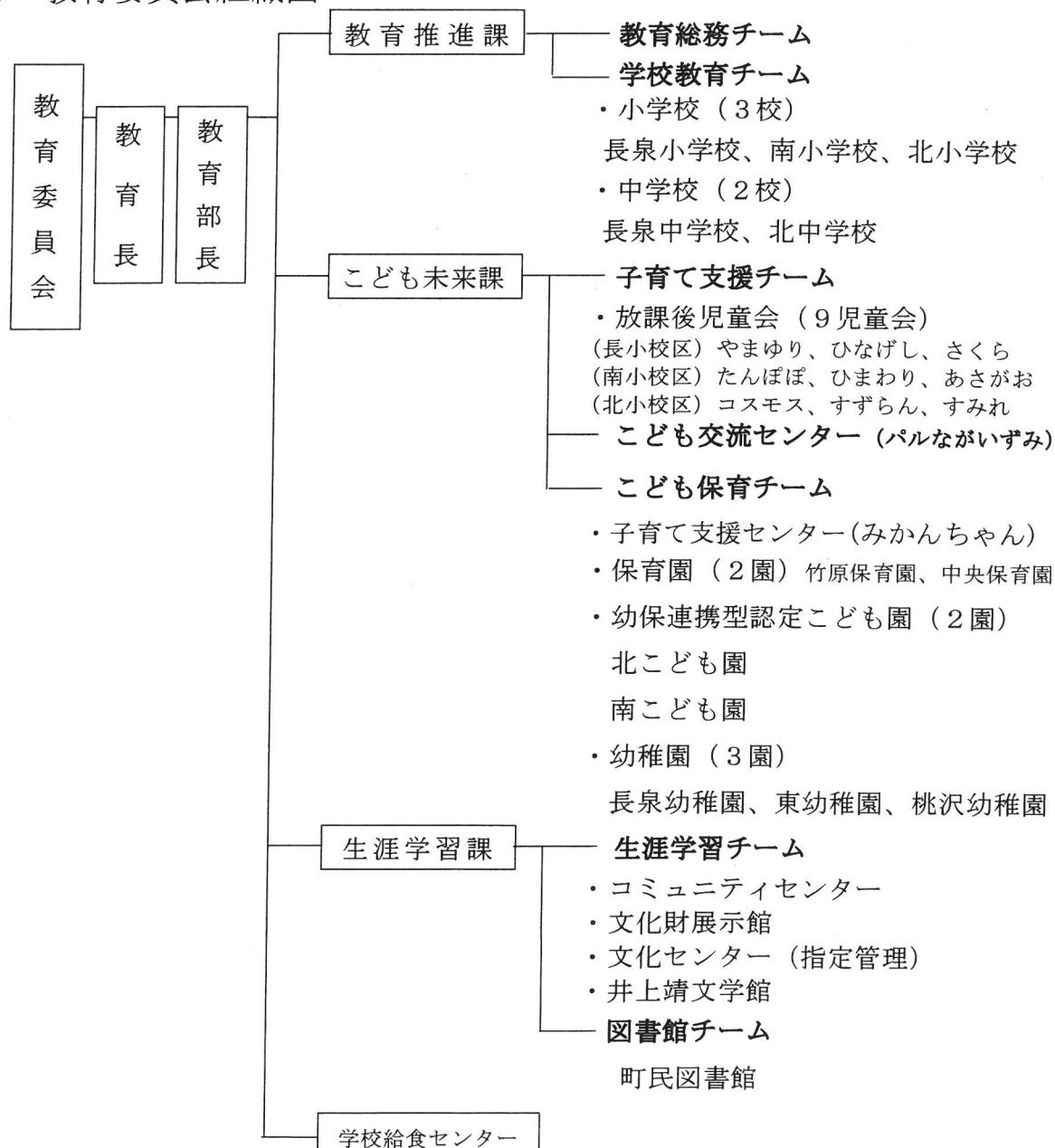
また、教育委員会自己点検・評価についての重要度は高い。施策に対しての評価ポイントを変えてみることも大事なことと考える。教育において、アウトカム指標による評価は難しいことが多いが検討の必要はあるかと思う。

【参考】長泉町教育委員会組織（令和4年9月1日現在）

I 教育委員

役職名	氏名	任期
教育長	石井宣明	令和2年11月1日～令和5年10月31日
教育長職務代理者	南條潤	平成30年10月1日～令和4年9月30日
委員	高橋奈緒美	令和元年10月1日～令和5年9月30日
委員	渡邊由紀子	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	増島清	令和3年11月2日～令和7年11月1日

II 教育委員会組織図



III 教育委員会事務分掌

1 教育推進課

- ・ 部門内の連絡調整に関すること。
- ・ 教育委員会の会議に関すること。
- ・ 総合教育会議及び教育大綱に関すること。
- ・ 教育委員会の規則及び規程等の制定又は改廃に関すること。
- ・ 公印の保管に関すること。
- ・ 事務局及び学校その他の教育機関の町費負担教員の人事に関すること。
- ・ 学校の設置及び廃止に関すること。
- ・ 小中学校の教育財産及び施設管理に関すること。
- ・ 教育統計に関すること。
- ・ 学校運営の指導に関すること。
- ・ 県費負担教職員の人事に関すること。
- ・ 学校の組織編成、教育課程及び学習指導に関すること。
- ・ 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- ・ 校長、教頭その他教育関係職員の研修に関すること。
- ・ 児童及び生徒の保護、安全に関すること。
- ・ 学校その他教育機関の環境衛生の指導に関すること。
- ・ 児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。
- ・ 学校の通学区域に関すること。
- ・ 育英資金給付基金に関すること。

2 こども未来課

- ・ 子育て支援に関すること。
- ・ 認定こども園に関すること。
- ・ 保育所に関すること。
- ・ 幼稚園に関すること。
- ・ こども医療費に関すること。
- ・ 地域型保育に関すること。
- ・ 児童手当に関すること。
- ・ 母子家庭等に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園職員の人事に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- ・ 幼稚園、保育園及びこども園の教育財産並びに施設の管理に関すること。
- ・ 子育て支援センターに関すること。

- ・ こども交流センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 放課後児童会に関すること。
- ・ ファミリー・サポート・センターに関すること。
- ・ 少子化対策に関すること。
- ・ 未来人定住応援事業に関すること。
- ・ 子ども・子育て総合相談窓口の開設及び運営に関すること。

3 生涯学習課

- ・ 社会教育事業の企画及び調整に関すること。
- ・ 生涯学習事業の推進に関すること。
- ・ 社会教育関係団体等の指導育成に関すること。
- ・ 文化財に関すること。
- ・ 文化行政及び余暇に関すること。
- ・ 青少年健全育成の総合調整及び推進に関すること。
- ・ 青少年相談に関すること。
- ・ 男女共同参画社会の推進に関すること。
- ・ 女性の地域活動の促進に関すること。
- ・ コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- ・ 町民図書館の管理及び運営に関すること。
- ・ 町営駐車場の管理に関すること。
- ・ 文化振興事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 文化センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 井上靖文学館の管理及び運営に関すること。
- ・ 文化団体の指導育成に関すること。

4 学校給食センター

- ・ 物資の購入に関すること。
- ・ 施設、設備及び労務に関すること。
- ・ 経費その他一般事務に関すること。
- ・ 献立作成、調理指導、衛生管理、栄養の調査、研究に関すること。
- ・ 調理に関すること。
- ・ 輸送に関すること。

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

長泉町教育委員会 教育推進課

TEL : 055-989-5529

FAX : 055-989-5993

URL : <http://www.town.nagaizumi.lg.jp>

E-mail kyouiku@town.nagaizumi.lg.jp